

事務連絡
令和2年4月8日

保護者 各位

守口市こども部子育て支援政策課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る国の緊急事態宣言発令等に伴う
もりぐち児童クラブ入会児童室の取扱い等について

平素から本市こども施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応にご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る国の緊急事態宣言の発令等を受けて、下記のとおり入会児童室の対応を行うことといたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 児童の利用について

緊急事態宣言発令の趣旨等を踏まえ、家庭で監護が可能な場合は、利用を控えていただきますようお願いいたします。

児童を監護する者がいないなど、真にやむを得ない事情により利用される場合につきましても、感染症拡大防止を図る観点から、必要最低限の時間のみの利用としていただきますようお願いいたします。

2 期間

令和2年4月9日（木）から令和2年5月6日（水）まで

3 その他留意事項

- ・毎朝健康チェックを必ず行ってください。「発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が認められる場合」や「解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで」は、利用することができません。
- ・可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ・現在、上記2の期間の全部を利用しなかった場合についての利用者負担金の軽減措置等を検討しております。実施する場合は、市ホームページなどを通じてお知らせします。

※上記については、現時点での対応であり、今後状況により変更する可能性があります。

【お問い合わせ先】

子育て支援政策課

電話 06-6992-1647